

安保法制の検討状況

平成27年4月14日

内閣官房

内閣府

外務省

防衛省

1 「切れ目のない安全保障法制」の全体像のイメージ

2 共通検討事項

- 2-1 自衛隊の海外における活動の国際法上の正当性の確保
- 2-2 自衛隊の行動に係る国会承認
- 2-3 安全の確保のための必要な措置
- 2-4 武器使用権限
- 2-5 支援メニューの一覧

3 治安出動・海上警備行動の発令手続の迅速化

4 米軍等の部隊の武器等の防護

安全保障法制の整備に関する全体像

(横軸) 事態の烈度をイメージ

(縦軸) 我が国、国民に関する事項

国際社会に関する事項

在外邦人等輸送(現行)【自衛隊法】
在外邦人の警護・救出等(新設)

自衛隊の武器等防護(現行)【自衛隊法】
米軍等の部隊の武器等防護(新設)

平時における米軍等に対する物品
役務の提供【自衛隊法】(拡充)
・駐留軍施設等の警護を行う場合等提供可能な場
面を拡充(米国)

国際的な平和協力活動
【国際平和協力法】
国連PKO(拡充)
・警護などの業務拡充
・必要な場合の武器使用権限の拡充
非国連統括型の活動への参加
(新設)
過去のイラク特措法、テロ対策特措法等における活動

我が国の平和と安全に資する活動
を行う米軍等の他国軍隊等支援
活動(拡充)
【重要影響事態安全確保法】
(周辺事態安全確保法改正)
・改正の趣旨を明確化
(目的規定改正)
・米軍以外の他国軍隊等支
援の実施
・支援メニューの拡大

船舶検査
活動(拡充)
【船舶検査
活動法】
・国際社会
の平和と
安全のため
の活動を
実施可能に

国際社会の平和と安全のために
活動を行う他国軍隊等支援活動
(新設)
【国際平和支援法(新法)】

武力攻撃事態等への対処
【事態対処法制】
「存立危機事態」への対処
(新設)
・「新三要件」の下で、「武力の
行使」を可能に

「新三要件」
(1) 我が国に対する武力攻撃が発生
したこと、又は我が国と密接な関
係にある他国に対する武力攻撃が
発生し、これにより我が国の存立
が脅かされ、国民の生命、自由及
び幸福追求の権利が根底から覆
される明白な危険があること
(2) これを排除し、我が国の存立を全
うし、国民を守るために他に適当
な手段がないこと
(3) 必要最小限度の実力行使にとど
まるべきこと

国家安全保障会議の審議事項の整理【国家安全保障会議設置法】

(注) 離島の周辺地域等において外部から武力攻撃に至らない侵害が発生し、近傍に警察力が存在しない等の
場合の治安出動や海上における警備行動の発令手続の迅速化は閣議決定により対応(法整備なし。)

共通検討事項

自衛隊の海外における活動の国際法上の正当性の確保

活動	要件	法文上の扱い
<p>国際社会の平和と安全に対する脅威を除去するために活動する他国軍隊等に対する支援活動</p>	<p>次のいずれかの国際連合の総会又は安全保障理事会の決議が存在する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 国際社会の平和及び安全を脅かす事態に対処するための活動を行うことを決定し、要請し、勧告し、又は認める決議 ② ①に掲げるもののほか、当該事態が平和に対する脅威又は平和の破壊であるとの認識を示すとともに、当該事態に関連して国際連合加盟国の取組を求めめる決議 	<p>国際平和支援法の対象となる活動を規定する定義規定に明記</p>
<p>国連が統括しない国際的な平和協力活動</p>	<p>次のいずれかが存在する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 国際連合の総会、安全保障理事会又は経済社会理事会が行う決議 ② 次の国際機関が行う要請 <ul style="list-style-type: none"> ・ 国際連合 ・ 国際連合の総会によって設立された機関又は国際連合の専門機関で、国際連合難民高等弁務官事務所その他政令で定めるもの ・ 当該活動に係る実績若しくは専門的能力を有する国際連合憲章第五十二条に規定する地域的機関又は多国間の条約により設立された機関で、欧州連合その他政令で定めるもの ③ 当該活動が行われる地域の属する国の要請（国際連合憲章第七条一に規定する国際連合の主要機関のいずれかの支持を受けたものに限る。） 	<p>国際平和協力法の活動を規定する定義規定に明記</p>

※ 国際連合の主要機関：総会、安全保障理事会、経済社会理事会、信託統治理事会、国際司法裁判所及び事務局

自衛隊の行動に係る国会承認

活動	国会の承認	備考
<p>我が国の平和と安全に資する活動を行う米軍等の他国軍隊等に対する支援活動 (重要影響事態安全確保法)</p>	<p>原則 事前の国会承認 例外 緊急時の事後承認 (注) 自衛隊の部隊等が実施する後方支援活動、捜索救助活動及び船舶検査活動の実施について承認を得る</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「具体的な方向性」に明記 ・現行の周辺事態安全確保法の規定を維持 ・基本計画(決定・変更・対応措置の結果)の国会報告あり
<p>国際社会の平和と安全に対する脅威を除去するために活動する他国軍隊等に対する支援活動 (国際平和支援法)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「具体的な方向性」には、「対応措置の実施につき国会の事前承認を基本とすること」と記述 	<ul style="list-style-type: none"> ・国会における承認の具体的な要領の在り方について検討が必要 ・基本計画(決定・変更・対応措置の結果)の国会報告あり
<p>国連が統括しない国際的な平和協力活動 (国際平和協力法)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「具体的な方向性」には、活動の「実施につき国会の事前承認を基本とすること」と記述 	<ul style="list-style-type: none"> ・現行の国際平和協力法に基づき国連平和維持活動に参加する場合の規定を踏襲 ・基本計画(決定・変更・実施の結果・期間の変更)の国会報告あり ・派遣が2年を超える場合の再承認規定あり ・国会は7日以内に議決する努力義務規定あり
<p>存立危機事態への対処のための防衛出動 (自衛隊法)</p>	<p>原則 事前の国会承認 例外 緊急時の事後承認 (注) 対処基本方針について別途国会承認を得る</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・7月1日の閣議決定に明記。 ・現行の防衛出動と同じ。 ・対処基本方針(廃止・対処措置の結果)の国会報告あり
<p>船舶検査活動 (船舶検査活動法)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・我が国の平和と安全に関わる場合 ・重要影響事態安全確保法と同じ ・国際社会の平和と安全に関わる場合 ・国際平和支援法と同じ 	<ul style="list-style-type: none"> ・「具体的な方向性」には、「要件の違いを考慮し」「国会の関与の在り方について、検討する」と記述 ・基本計画の国会報告等は重要影響事態安全確保法、国際平和支援法に連動

安全の確保のための関連規定の要旨

活動	関連規定の要旨
<p>国際社会の平和と安全に対する脅威を除去するために活動する他国軍隊等に対する支援活動(国際平和支援法)</p>	<p>○安全配慮規定 防衛大臣は、対応措置の実施に当たっては、その円滑かつ効果的な推進に努めるとともに、自衛隊の部隊等の安全の確保に配慮しなければならない。</p> <p>○実施区域の設定 防衛大臣は、実施要項において、実施される必要のある役務の提供の具体的内容を考慮し、自衛隊の部隊等がこれを円滑かつ安全に実施することができるように当該活動を実施する区域(「実施区域」)を指定するものとする。</p> <p>○活動の中断 防衛大臣は、実施区域の全部又は一部において、自衛隊の部隊等が活動を円滑かつ安全に実施することが困難であると認められる場合又は外国の領域で実施する活動についての当該外国の同意が存在しなくなつたと認められる場合には、速やかに、その指定を変更し、又はそこで実施されている活動の中断を命じなければならない。</p> <p>○一時休止 支援活動を実施している場所若しくはその近傍において戦闘行為が行われるに至つた場合若しくは付近の状況等に照らして戦闘行為が行われることが予測される場合又は当該部隊等の安全を確保するため必要と認められる場合には、当該活動の実施を一時休止し又は避難するなどして危険を回避する。</p>
<p>国連が統括しない国際的な平和協力活動の実施(国際平和協力法)</p>	<p>○安全配慮規定(上記と同旨(本部長は協力隊の隊員の安全の確保に配慮))</p> <p>○活動の中断及び危険を回避するための一時休止その他の協力隊の隊員の安全を確保するための措置を定めた実施要領の策定</p>
<p>在外邦人の警護・救出等(自衛隊法)</p>	<p>○予想される危険に対応して警護・救出等の保護措置をできる限り円滑かつ安全に行うための部隊等と外国の権限ある当局との間の連携及び協力が確保されると見込まれること等活動実施の前提となる要件を条文中明記。</p>

「具体的な方向性」においては、安全の確保について、国際平和支援法及び改正国際平和協力法に関連して、「隊員の安全の確保のため必要な措置を定めること」、在外邦人の救出に関連して「在外邦人の安全を含む活動の安全な実施に必要な措置を定めること」と記述。

武器使用権限

<p>我が国の平和と安全に資する活動を行う米軍等の他国軍隊等に対する支援活動 (重要影響事態安全確保法)</p> <p>国際社会の平和と安全に対する脅威を除去するために活動する他国軍隊等に対する支援活動 (国際平和支援法)</p> <p style="text-align: center;">国連PKO (国際平和協力法)</p> <p>国連が統括しない国際的な平和協力活動 (国際平和協力法)</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>◎については、紛争当事者及び当該活動が行われる地域の属する国の同意が当該活動等が行われる期間を通じて安定的に維持されると認められるときに限る。</p> </div>	<p>○自己又は自己と共に現場に所在する他の自衛隊員若しくはその職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者の生命又は身体を防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができる。(職務外の場面での適用あり)</p> <p>○宿営地に所在する者の生命又は身体を防護するための措置をとる諸外国の軍隊等の要員と共同して、上記の武器の使用をすることができる。</p>
<p style="text-align: center;">国連PKO (国際平和協力法)</p> <p>国連が統括しない国際的な平和協力活動 (国際平和協力法)</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>◎については、紛争当事者及び当該活動が行われる地域の属する国の同意が当該活動等が行われる期間を通じて安定的に維持されると認められるときに限る。</p> </div>	<p>○自己又は自己と共に現場に所在する他の自衛隊員、隊員若しくはその職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者の生命又は身体を防護するためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で、武器を使用することができる。(職務外の場面での適用あり)</p> <p>○宿営地に所在する者の生命又は身体を防護するための措置をとる外国の軍隊の要員と共同して、上記の武器の使用をすることができる。</p> <p>◎【いわゆる安全確保業務について】自己若しくは他人の生命、身体若しくは財産を防護し、又はその業務を妨害する行為を排除するためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で、武器を使用することができる。(いわゆる任務遂行型武器使用)</p> <p>◎【いわゆる駆け付け警護について】自己又はその保護しようとする活動関係者の生命又は身体を防護するためやむを得ない必要があると認める相当の理由には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で、武器を使用することができる。(いわゆる駆け付け警護」のための武器使用)</p>
<p style="text-align: center;">船舶検査活動 (船舶検査活動法)</p> <p style="text-align: center;">在外邦人の警護・救出等 (自衛隊法)</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>◎については、①当該外国の領域の当該保護措置を行う場所において、当該外国の権限ある当局が現に公共の安全と秩序の維持に当たっており、かつ、戦闘行為が行われないと認められること、②自衛隊が当該保護措置を行うことについて、当該外国の同意があること、が要件。</p> </div>	<p>○自己又は自己と共に現場に所在する他の自衛隊員若しくはその職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者の生命又は身体を防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができる。(職務外の場面での適用あり)</p> <p>◎自己若しくは警護・救出等の保護措置の対象である邦人若しくはその他の保護措置と併せて保護を行うことが適当と認められる者の生命若しくは身体を防護又はその職務を妨害する行為の排除のためやむを得ない必要があると認める相当の理由があるときは、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができる。(いわゆる任務遂行型武器使用)</p> <p>○その職務を行うに際し、自己若しくは自己と共に当該職務に従事する隊員又はその職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者の生命又は身体を防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができる。</p>

(注)危害許容要件は、いずれも正当防衛・緊急避難のみ

支援メニューの一覧

我が国の平和と安全に資する活動 を行う米軍等の他国軍隊等に対する 支援活動(重要影響事態安全確 保法)	国際社会の平和と安全に対する脅 威を除くために活動する他国 軍隊等に対する支援活動(国際平 和支援法)	自衛隊法に基づく物品役務の提供
補給	補給	補給
輸送	輸送	輸送
修理及び整備	修理及び整備	修理及び整備
医療	医療	医療
通信	通信	通信
空港及び港湾業務	空港及び港湾業務	空港及び港湾業務
基地業務	基地業務	基地業務
宿泊	宿泊	宿泊
保管	保管	保管
施設の利用	施設の利用	施設の利用
訓練業務	訓練業務	訓練業務 (※訓練実施時、一時的滞在のみ)
—	建設	—
備考 物品の提供には、武器の提供を含まないものとする。		

【参考】従前の各関係法令 支援活動の内容

周辺事態安全確保法(※3)	テロ対策特措法	イラク特措法	(参考) 米軍行動関連措置法
補給(※1、※2)	補給(※1、※2)	補給(※1)(※2)	補給(※)
輸送	輸送(※3)	輸送(※3)	輸送
修理・整備(※2)	修理・整備(※2)	修理・整備(※2)	修理・整備
医療	医療	医療	医療
通信	通信	通信	通信
空港・港湾業務	空港・港湾業務	—	空港・港湾業務
基地業務	基地業務	—	基地業務
—	—	—	宿泊
—	—	保管(備蓄を含む。)	保管
—	—	建設	—
—	—	—	施設の利用
—	—	—	訓練に関する業務
—	—	消毒	—
後方地域支援	協力支援活動	安全確保支援活動	行動関連措置
※1:武器(弾薬を含む。)の提供を含まない。 ※2:戦闘作戦行動のために発進準備中の航空機に対する給油及び整備を含まない。 ※3:公海及びその上空で行われる輸送(傷病者の輸送中に「行われる医療を含む。）」を除き、我が国領域において実施。	※1:武器(弾薬を含む。)の提供を含まない。 ※2:戦闘作戦行動のために発進準備中の航空機に対する給油及び整備を含まない。 ※3:物品の輸送には、外国の領域における武器(弾薬を含む。)の陸上輸送を含まない。	※1:武器(弾薬を含む。)の提供を含まない。 ※2:戦闘作戦行動のために発進準備中の航空機に対する給油及び整備を含まない。 ※3:法律上の規定はないが、実施要項において、「物品の輸送に際しては、武器(弾薬を含む。)の輸送を行わないこと」とされていた。	※ 武器の提供を行う補給を除く。

治安出動・海上警備行動の発令手続の迅速化

治安出動・海上警備行動の迅速化 ①全体像

○ 武力攻撃に至らない侵害への対処については、各般の分野において必要な取組を一層強化。

陸・海・空における関係各機関のシームレスな警戒監視、対処態勢の強化

- ・周辺空海域のシームレスな安全確保
- ・情報収集・分析の強化
- ・離島・島嶼部への侵害に対する対応強化
- ・離島周辺海域における対応態勢の強化

関係機関の連携強化

- ・共同訓練等の推進
- ・対処要領の検討・整備

(※)現時点では、先般の閣議決定事項の他に法整備による手当てが必要との認識には至っていない。

○ 以下の3類型について、「大規模テロ等の恐れがある場合の政府の対処について」(平成13年11月2日閣議決定)を参考にしつつ、治安出動・海上警備行動等の発令手続を迅速化するための閣議決定案(電話型)を準備中。

国際法上の無害通航に該当しない航行を行う外国軍艦への対処

- 海上警備行動を発令し、自衛隊の部隊により行うことが基本
- 防衛省、外務省、海上保安庁は、緊密かつ迅速に情報共有、調整、協力
- 海上警備行動発令のため閣議を開催する必要がある

武装集団による不法上陸への対処

- 武装した集団・その蓋然性が極めて高い集団が、離島に不法に上陸するおそれが高い・上陸する場合には、
- 海上警備行動・治安出動等の発令のため閣議を開催する必要がある

公海での民間船舶への侵害行為への対処

- 我が国の民間船舶が侵害行為を現に受けており、
- (緊急の)海賊対処行動又は海上警備行動の発令のため閣議を開催する必要がある

特に緊急な判断が必要、かつ速やかな臨時閣議の開催が困難な場合、内閣総理大臣の主宰により、電話等により閣議決定を可能とする(連絡を取ることができなかった国務大臣には、事後速やかに連絡を行う)

治安出動・海上警備行動の迅速化 ②過去の閣議決定の例

大規模テロ等のおそれがある場合の政府の対処について(平成13年11月2日閣議決定)

前文

政府は、平成13年9月11日に米国において発生した同時多発テロに見るような極めて大規模な被害をもたらすテロ、小銃、機関銃、砲、化学兵器、生物兵器等の殺傷力の強い武器を所持した武装工作員等による破壊活動、その他これらに類する事案(以下「大規模テロ等」という。)が我が国において発生するおそれがあり、一般の警察力では対応できない事態が生じる可能性がある場合、下記により、事態を的確に把握するとともに、国民の安全を確保するため、必要に応じ総合的かつ強力的な対処を行うこととする。

1. 事態の的確な把握

我が国において大規模テロ等が発生するおそれがある場合、事態を把握した別紙に掲げる関係省庁(以下「関係省庁」という。)は、内閣情報調査室を通じて内閣総理大臣、内閣官房長官、内閣官房副長官及び内閣危機管理監(以下「内閣総理大臣等」という。)への報告連絡を迅速に行うとともに、相互に協力して更なる事態の把握に努める。

なお、上記報告ルートに加え、関係省庁による内閣総理大臣等への報告がそれぞれのルートで行われることを妨げるものではない。

【関係省庁】

警察庁、消防庁、法務省、外務省、厚生労働省、国土交通省、海上保安庁、防衛省、その他本部長が必要と認める省庁

2. 対策本部の設置等

政府は、大規模テロ等が発生するおそれが強く、政府としての対処を総合的かつ強力的に推進する必要がある場合には、内閣総理大臣の判断により、内閣に、内閣総理大臣を本部長とし、内閣官房長官その他必要により本部長のうち国務大臣である者の中から本部長が指定する者を副本部長とする対策本部を速やかに設置する。対策本部の構成員及び運用については、「重大テロ等発生時の政府の初動措置について」(平成10年4月10日閣議決定)による対策本部に準ずるものとする。

3. 事態緊迫時の対処

事態が緊迫し、治安出動命令の発出が予測される場合には、対策本部の下、内閣官房、警察庁、海上保安庁及び防衛省を中心に、あらかじめ、治安出動命令の発出に係る、対処方針の検討、自衛隊と警察等との間の役割分担及び連携の確認、必要な情報の共有等について、相互に最大限の協力をを行い、内閣総理大臣が治安出動を命じた際には速やかに強力的な対処を行うことができる態勢を整える。

4. 迅速な閣議手続

事態が緊迫し治安出動命令の発出が予測される場合における防衛大臣が発する治安出動待機命令及び武器を携行する自衛隊の部隊が行う情報収集命令に対する内閣総理大臣による承認、一般の警察力をもっては治安を維持することができないと認められる事態が生じた場合における内閣総理大臣による治安出動命令の発出等のために閣議を開催する必要がある場合において、特に緊急な判断を必要とし、かつ、国務大臣全員が参集しての速やかな臨時閣議の開催が困難であるときは、内閣総理大臣の主宰により、電話等により各国務大臣の了解を得て閣議決定を行う。この場合、連絡を取ることができなかった国務大臣に対しては、事後速やかに連絡を行う。

治安出動・海上警備行動の手続の迅速化 ③国際法上の無害通航に該当しない航行を行う外国軍艦への対処

関係省庁における主な取組(平素の備え)

事案発生時に迅速な対応を行うため、内閣官房を中心として、関係省庁間で情報共有を実施

防衛省

- ・ 広域にわたる常時継続的な情報収集・警戒監視・偵察活動
- ・ 護衛艦、潜水艦、哨戒機の整備、滞空型無人機の導入などによる態勢強化

海上保安庁

- ・ 我が国周辺海域における巡視船艇及び航空機による巡視警戒
- ・ 自衛隊部隊との緊密な連携及び関係機関との情報共有

外国軍艦が、国際法上の無害通航に該当しない航行を行う場合

- ◆ 我が国の領海外への退去要求等の措置を直ちに実施
- ◆ 当該措置は、海上警備行動を発令し、自衛隊の部隊により行うことを基本
- ◆ この際、防衛省、外務省及び海上保安庁は相互に緊密かつ迅速に情報共有し、調整し、及び協力する。

我が国の領海及び内水で国際法上の無害通航に該当しない航行を行う外国軍艦への対処について(閣議決定予定)

- 我が国の領海及び内水において、外国軍艦が国際法上の無害通航に該当しない航行を行う場合
- 海上警備行動の発令に係る内閣総理大臣の承認等のために閣議を開催する必要がある場合
- 特に緊急な判断を必要とし、かつ、国務大臣全員が参集しての速やかな臨時閣議の開催が困難であるとき
- 内閣総理大臣の主宰により、電話等により各国務大臣の了解を得て閣議決定を行う。この場合、連絡を取る事ができなかった国務大臣に対しては、事後速やかに連絡を行う。
- 命令発出に際して国家安全保障会議における審議等を行う場合には、電話等によりこれを行うことができる。

対処要領等を関係省庁申し合せ等により整備

共同訓練の推進による対処態勢の強化

訓練結果等を踏まえた対処要領等の継続的見直し

※ 一定の条件下で閣議決定手続を迅速化

関係省庁による的確な対応のための連携した取組

領海及び内水における外国軍艦に対し切れ目のない十分な対応を確保

(※今後、情勢の変化に成じて不断の検討を継続)

治安出動・海上警備行動の迅速化 ④武装集団による不法上陸への対処

警察機関における主な取組(平素の備え)

海上保安庁

- 我が国周辺海域における巡視船艇及び航空機による巡視警戒
- 《体制の強化等》
 - 航空機による尖閣24時間監視体制の構築
 - 不審事象、不法行為等への的確な対応態勢の構築
 - 尖閣領海警備専従体制、情勢に応じた全国からの応援派遣体制の構築
 - 新型ジェット機及び規制能力強化型巡視船等の整備
 - 情報収集・分析専従要員等の確保

警察庁

- 《体制の強化等》
 - 関連情報の収集・分析、関係機関との情報共有・連携強化
 - 尖閣情勢に応じた部隊編成、海保巡視船への乗船
 - 関係機関と連携したテロ対処訓練の実施
 - SAT、NBC対策部隊など各種テロ対処部隊の相互連携・統合運用を始めとする対処能力・警戒警備態勢の強化
 - 《人的・物的基盤の強化》
 - 国境離島警備用の各種装備資機材の整備
 - 尖閣諸島周辺海域の対処能力強化に向けた警察官増員

※防衛省・自衛隊においても、各種事態発生時に備え、沿岸監視部隊、警備部隊等を新編・整備

事案発生時における警察機関の対処

- あらゆる法令の適用を考えた的確な対処 (例: 出入国管理法違反、銃砲刀剣類等取締法違反)
- 警察機関間の密接な連携の確保

警察機関では対処が不可能又は著しく困難である場合

海上警備行動又は治安出動を下令された自衛隊が警察機関と共同で対処

離島等に対する武装集団による不法上陸等事案に対する政府の対処の対応について(閣議決定予定)

- 離島又はその周辺海域において、武装した集団又は武装している蓋然性が極めて高い集団が当該離島に不法に上陸するおそれが高い事案又は上陸する事案が発生した場合
- ①海上警備行動命令の発出に係る内閣総理大臣の承認等のため、警察機関による迅速な対応が困難である場合であって、かつ、内閣総理大臣による治安出動命令の発出等のため、閣議を開催する必要がある場合
- 特に緊急な判断を必要とし、かつ、国務大臣全員が参集しての速やかな臨時閣議の開催が困難であるとき
- 内閣総理大臣の主宰により、電話等により各国務大臣の了解を得て閣議決定を行う。この場合、連絡を取ることができなかった国務大臣に対しては、事後速やかに連絡を行う。
- 命令発出に際して国家安全保障会議における審議等を行う場合には、電話等によりこれを行うことができる。

対処要領等を関係省庁
申合せ等により整備

共同訓練の推進による対
処態勢の強化

訓練結果等を踏まえた
対処要領等の継続的見
直し

武装集団による不法上陸等に発展する可能性がある事案について、認知段階から関係省庁で情報を収集、交換し、事案への対応について認識を共有

※一定の条件下で閣議決定手続を迅速化

関係省庁による的確な対応のための連携した取組

離島への不法上陸等に対し切れ目のない十分な対応を確保

(※今後、情勢の変化に応じて不断の検討を継続)

治安出動・海上警備行動の迅速化 ⑤公海での民間船舶への侵害行為への対処

公海上における侵害行為への対処

海上保安庁

・ 我が国周辺海域における巡視船艇及び航空機による巡視警戒 ・ 関係機関との必要な連絡及び情報共有

防衛省

・ 情報収集・警戒監視活動の常時継続的な実施 ・ 関係機関との必要な連絡及び情報共有

＜海賊対処行動の具体的事例＞

我が国では、ソマリア沖・アデン湾における海賊対処のための自衛隊の部隊の派遣をはじめ、国際社会と協力して様々な取組を行っている。

《情報連携・発信》 《ソマリア沖・アデン湾における海賊対処》 《国際社会との協力・連携》

対処要領等を関係省庁申告せ等により整備

共同訓練の推進による対処態勢の強化

訓練結果等を踏まえた対処要領等の継続的見直し

◆ 侵害行為への対処に当たっては、防衛省、外務省及び海上保安庁は相互に緊密かつ迅速に情報共有し、調整し、及び協力する。

海上保安庁のみでは対応できない場合

海賊対処法に規定する海賊行為

海賊行為に該当しない侵害行為（外国軍艦・公船等による不法な暴力行為、抑留又は略奪行為）

自衛隊が対処

（緊急の）海賊対処行動

又は

海上警備行動

※

一定の条件下で閣議決定手続を迅速化

公海上で我が国の民間船舶に対し侵害行為を行っている外国船舶を自衛隊の船舶等が認知した場合における当該侵害行為への対処について（閣議決定予定）

- 自衛隊の船舶又は航空機による警戒監視等の活動中に、公海上で我が国の民間船舶に対し、侵害行為（海賊行為その他不法な暴力行為、抑留又は略奪行為）を行う外国船舶を認知した場合
- （緊急の）海賊対処行動又は海上警備行動の発令に係る内閣総理大臣の承認等のために閣議を開催する必要がある場合
- 特に緊急な判断を必要とし、かつ、国務大臣全員が参集しての速やかな臨時閣議の開催が困難であるとき
- 内閣総理大臣の主宰により、電話等により各国務大臣の了解を得て閣議決定を行う。この場合、連絡を取ることができなかった国務大臣に対しては、事後速やかに連絡を行う。
- 命令発出に際して国家安全保障会議における審議等を行う場合には、電話等によりこれを行うことができる。

公海上で認知した侵害行為に対し切れ目のない十分な対応を確保

（※今後、情勢の変化に応じて不断の検討を継続）

関係省庁による的確な対応のための連携した取組

米軍等の部隊の武器等の防護

米軍等の部隊の武器等の防護(権限規定の骨格)

【主体】自衛官は

【対象】

- 1 米軍その他の外国の軍隊その他これに類する組織(米軍等)の部隊であって
- 2 自衛隊と連携して我が国の防衛に資する活動(※)に現に従事しているものの武器等
(※)共同訓練を含み、現に戦闘行為が行われている現場で行われるものを除く。

【権限】

- 1 武器等を職務上警護するに当たり、
- 2 人又は武器等を防護するため必要であると認めると認める相当の理由がある場合には、
- 3 その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができる。

【危害許容要件】

刑法第三十六条又は第三十七条に該当する場合は、人に危害を与えてはならない。

【手続】

- 1 警護は、米軍等から要請があった場合であって、
- 2 防衛大臣が必要と認めるときに限り、
- 3 自衛官が行う。

米軍等の部隊の武器等の防護に関する基本的な考え方

- 1 合衆国軍隊等の部隊が自衛隊と連携して行う「我が国の防衛に資する活動」について
 - アメリカ合衆国の軍隊その他の外国の軍隊その他これに類する組織（以下「合衆国軍隊等」という。）の部隊が自衛隊と連携して行う「我が国の防衛に資する活動」（現に戦闘行為が行われている現場で行われるものを除く。以下同じ。）に該当し得る活動としては、例えば、以下の活動が考えられる。
 - (1) 合衆国軍隊等の部隊が、重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律第1条に規定する我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態（以下「重要影響事態」という。）に際して行う人員及び物資の輸送、補給等の活動
 - (2) アメリカ合衆国の軍隊の部隊が行う我が国の防衛に資する情報収集活動又は警戒監視活動（弾道ミサイル等に関するものを含む。）
 - 事態が緊迫した場合にアメリカ合衆国の軍隊以外の外国の軍隊が行う我が国の防衛に資する情報収集活動又は警戒監視活動
 - (3) 合衆国軍隊等の部隊が行う我が国を防衛するために必要な能力を向上させるための共同訓練（このような共同訓練は、高度な戦術技量、一定以上の相互運用性及び戦術等に関する情報を共有し得る関係が前提となる。）
 - 防護の対象となる合衆国軍隊等の部隊は、自衛隊と連携して「我が国の防衛に資する活動」に従事する部隊であるから、「その他の外国」の部隊は、防衛分野において我が国と緊密な協力関係にある外国の部隊におのずから限られるものと考えている。
 - 自衛隊と連携して「我が国の防衛に資する活動」に現に従事している合衆国軍隊等の部隊の武器等については、これらが破壊・奪取された場合には、当該活動や、事態等が拡大した場合における我が国を防衛するための活動の実施に支障を生ずることとなるため、我が国の防衛力を構成する重要な物的手段に相当するものと評価することができると考えている。

- 2 適用に係る判断について
 - 合衆国軍隊等から防護の要請があった場合は、防衛大臣が、当該合衆国軍隊等の部隊が自衛隊と連携して従事する活動が「我が国の防衛に資する活動」に該当するか及び自衛官が防護を行うことが必要かについて、判断を行うこととなる。
 - 合衆国軍隊等からの防護の要請があった場合における手続等に係る運用上の枠組みや重要影響事態における適用に係る基本的事項等については、国家安全保障会議の審議を含め、内閣の関与を確保した形で事前に方針を策定することを考えている。

米軍等の部隊の武器等の防護(参考)

●自衛隊法(昭和29年法律第165号)

(武器等の防護のための武器の使用)

第九十五条 自衛官は、自衛隊の武器、弾薬、火薬、船舶、航空機、車両、有線電気通信設備、無線設備又は液体燃料を職務上警護するに当たり、人又は武器、弾薬、火薬、船舶、航空機、車両、有線電気通信設備、無線設備若しくは液体燃料を防護するため必要であると認められる場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができる。ただし、刑法第三十六条又は第三十七条に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない。

【参考】自衛隊法第九十五条に規定する武器の使用について(衆・防衛指針特委理事会提出 平成11年4月23日)(抄)

… 自衛隊法第九十五条は、自衛隊の武器等という我が国の防衛力を構成する重要な物的手段を破壊、奪取しようとする行為から当該武器等を防護するために認められているものであり、その行使の要件は、従来から以下のように解されている。

- (一) 武器を使用できるのは、職務上武器等の警護に当たたる自衛官に限られること。
- (二) 武器等の退避によってもその防護が不可能である場合等、他に手段のないやむを得ない場合でなければ武器を使用できないこと。
- (三) 武器の使用は、いわゆる警察比例の原則に基づき、事態に応じて合理的に必要と判断される限度に限られていること。
- (四) 防護対象の武器等が破壊された場合や、相手方が襲撃を中止し、又は逃走した場合には、武器の使用ができなくなること。
- (五) 正当防衛又は緊急避難の要件を満たす場合でなければ人に危害を与えてはならないこと。

自衛隊法第九十五条に基づく武器の使用は、以上のような性格を持つものであり、あくまで現場に在る防護対象を防護するための受動的な武器使用である。

このような武器の使用は、自衛隊の武器等という我が国の防衛力を構成する重要な物的手段を破壊、奪取しようとする行為からこれらを防護するための極めて受動的かつ限定的な必要最小限の行為であり、それが我が国領域外で行われたとしても、憲法第九条第一項で禁止された「武力の行使」には当たらない。

「国会の関与については、対応措置の実施につき国会の事前承認を基本とすること」に関する立法例

事後承認が許容される場合	承認対象の例	現行の立法例
「緊急の必要がある場合」	周辺事態法第5条（対応措置の実施）※1例のみ	<p>●周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律（国会の承認）</p> <p>第5条 基本計画に定められた自衛隊の部隊等が実施する後方地域支援、後方地域搜索救助活動又は船舶検査活動については、内閣総理大臣は、これらの対応措置の実施前に、これらの対応措置を実施することにつき国会の承認を得なければならぬ。ただし、緊急の必要がある場合には、国会の承認を得ないで当該後方地域支援、後方地域搜索救助活動又は船舶検査活動を実施することができる。</p> <p>2 前項ただし書の規定により国会の承認を得ないで後方地域支援、後方地域搜索救助活動又は船舶検査活動を実施した場合には、内閣総理大臣は、速やかに、これらの対応措置の実施につき国会の承認を求めなければならない。</p> <p>3 政府は、前項の場合において不承認の議決があったときは、速やかに、当該後方地域支援、後方地域搜索救助活動又は船舶検査活動を終了させなければならない。</p>
「特に緊急の必要がある事前承認を得る場合」	武力攻撃事態法第9条（防衛出動命令）※1例のみ	<p>●武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（対処基本方針）</p> <p>第9条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 武力攻撃事態においては、対処基本方針には、前項に定めるもののほか、第二項第三号に定める事項として、第一号に掲げる内閣総理大臣が行う国会の承認（衆議院が解散されているときは、日本国憲法第五十四條に規定する緊急集会による参議院の承認。以下この条において同じ。）の求めを行う場合にあっては、その旨を、内閣総理大臣が第二号に掲げる防衛出動を命ずる場合にあっては、その旨を記載しなければならない。ただし、同号に掲げる防衛出動を命ずる旨の記載は、特に緊急の必要がある場合にあっては、その旨を記載しなくてもよい。ただし、同号に掲げる防衛出動を命ずる旨の記載は、特に緊急の必要がある場合にあっては、その旨を記載しなくてはならない。</p> <p>一 内閣総理大臣が防衛出動を命ずることについての自衛隊法第七十六條第一項の規定に基づく国会の承認の求め</p> <p>二 自衛隊法第七十六條第一項の規定に基づく内閣総理大臣が命ずる防衛出動</p> <p>5～15（略）</p>
「国会の他の理由に当該年度の開始の日までの承認を	放送法第7条（NHKの毎事業年度の収支予算等）※1例のみ	<p>●放送法</p> <p>第7条 協会は、毎事業年度の収支予算、事業計画及び資金計画が国会の閉会その他やむを得ない理由により当該事業年度の開始の日までにその承認を受けることができない場合には、三箇月以内に限り、事業の経常的運営及び施設の建設又は改修の工事（国会の承認を受けた前事業年度の事業計画に基づいて実施したこれらの工事の継続に係るものに限る。）に必要な範囲の収支予算、事業計画及び資金計画を作成し、総務大臣の認可を受けてこれを実施することができる。この場合において、前条第四項に規定する受信料の月額は、同項の規定にかかわらず、前事業年度終了日の属する月の受信料の月額とする。</p> <p>2 前項の規定による収支予算、事業計画及び資金計画は、当該事業年度の収支予算、事業計画及び資金計画の国会に</p>

<p>けることなきが できなきが 合」</p>	<p>PKO 法第 6 条 (PKF 本体業務の実施) ※ 1 例のみ</p>	<p>3 (略)</p> <p>● 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律 (実施計画) 第 6 条 1～6 (略)</p> <p>7 自衛隊の部隊等が行う国際平和協力業務であって第三条第三号イからへままでに掲げるもの又はこれらの業務に類するものとして同号レの政令で定めるものについては、内閣総理大臣は、当該国際平和協力業務に従事する自衛隊の部隊等の海外への派遣の開始前に、我が国として国際連合平和維持隊に参加するに際しての基本的な五つの原則（第三条第一号、本条第一項第一号及び第十三項第一号、第八号第一項第六号並びに第二十四号の規定の趣旨をいう。）及びこの法律の目的に照らし、当該国際平和協力業務を実施することにつき国会の承認を得なければならぬ。国会が閉会中の場合又は衆議院が解散されている場合には、当該国際平和協力業務に従事する自衛隊の部隊等の海外への派遣の開始後最初に召集される国会において、遅滞なく、その承認を求めなければならない。</p> <p>8 前項本文の規定により内閣総理大臣から国会の承認を求められた場合には、先議の議院にあっては内閣総理大臣が国会の承認を求めた後国会の休会中の期間を除いて七日以内に、後議の議院にあっては先議の議院から議案の送付があった後国会の休会中の期間を除いて七日以内に、それぞれ議決するよう努めなければならない。</p> <p>9 政府は、第七項ただし書の場合において不承認の議決があったときは、遅滞なく、同項の国際平和協力業務を終了させなければならない。</p> <p>10～13 (略)</p>	<p>● 地方自治法 第 6 条 都道府県の廃置分合又は境界変更をしようとするときは、法律でこれを定める。 2～4 (略) 第 6 条の 2 前条第一項の規定によるほか、二以上の都道府県の廃止及びそれらの区域の全部による一の都道府県の設置又は都道府県の廃止及びその区域の全部の他の一の都道府県の区域への編入は、関係都道府県の申請に基づき、内閣が国会の承認を経てこれを定めることができる。 2～5 (略) ※ その他、地方自治法第 156 条（国の地方行政機関の設置）、国家公務員法第 13 条（人事院の地方事務所設置）、国籍法第 5 条（日本に特別の功労のある外国人の帰化の許可）、労働関係調整法第 8 条（公益事業の指定）については、上記の規定と同様、完全事前承認。</p>
<p>「国会が閉会中の場合又は衆議院が解散されている場合」</p>	<p>地方自治法 第 6 条の 2 (都道府県の廃止、編入等) ※ 5 例存在</p>	<p>● 地方自治法 第 6 条 都道府県の廃置分合又は境界変更をしようとするときは、法律でこれを定める。 2～4 (略) 第 6 条の 2 前条第一項の規定によるほか、二以上の都道府県の廃止及びそれらの区域の全部による一の都道府県の設置又は都道府県の廃止及びその区域の全部の他の一の都道府県の区域への編入は、関係都道府県の申請に基づき、内閣が国会の承認を経てこれを定めることができる。 2～5 (略)</p>	<p>● 地方自治法 第 6 条 都道府県の廃置分合又は境界変更をしようとするときは、法律でこれを定める。 2～4 (略) 第 6 条の 2 前条第一項の規定によるほか、二以上の都道府県の廃止及びそれらの区域の全部による一の都道府県の設置又は都道府県の廃止及びその区域の全部の他の一の都道府県の区域への編入は、関係都道府県の申請に基づき、内閣が国会の承認を経てこれを定めることができる。 2～5 (略)</p>